

**障害者等の自動車税、軽自動車税を減免します**

障害のある方の社会参加を積極的に支援するため、自動車税と軽自動車税の減免を行います。

申請期限後は受付ができませんので、早めに申請を行ってください。

**■対象となる車**

4月1日現在で障害者が所有する自動車、二輪車、軽自動車（1人につき1台）

※障害者が18歳未満、知的または精神障害者の場合は、その方と生計を共にする方が所有する車を含みます。  
※障害者用に改造した車も一部を除き、減免の対象となります。

**■使用目的**

- ① 障害者が運転する車  
目的は特に問いません。
  - ② 障害者と生計を共にする方が運転する車  
障害者の通学や通院などのため、継続して月4回以上使用する場合。
  - ③ 障害者のみで構成される世帯の方を常時介護している方が運転する車
- 障害者のために継続して週

3回以上使用する場合。

**■申請に必要なもの**

印鑑、納税通知書、身体障害者手帳、療育手帳等、運転免許証（本人以外が運転する場合は別に書類が必要）

**■申請期間**

- 自動車税 5月24日(木)まで
  - 軽自動車税 納税通知書受領後から5月24日(木)まで
- ※軽自動車税の納税通知書は5月10日ごろ発送予定。

**■自動車税の申請先**

西条地方局税務課

TEL 0897-561-1300

**■軽自動車税の申請先**

○市庁舎本館市民税課

市民税係（内線2264）

○東予総合支所税務課

税務第2係（内線123）

○丹原総合支所税務課

税務係（内線214）

○小松総合支所税務課

税務係（内線114）

**■自動車税が減免される障害者の障害程度**

区 分		障害の程度	
		本人の運転	家族等の運転
視覚障害	身体障害者	1～4級	
	戦傷病者	特別～4項症	
聴覚障害	身体障害者	2・3級	
	戦傷病者	特別～4項症	
平衡機能障害	身体障害者	3級	
	戦傷病者	特別～4項症	
上肢不自由	身体障害者	1・2級	
	戦傷病者	特別～3項症	
下肢不自由	身体障害者	1～6級	1～3級
	戦傷病者	特別～6項症 1～3款症	特別～3項症
体幹機能障害	身体障害者	1～3級、5級	1～3級
	戦傷病者	特別～6項症 1～3款症	特別～4項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	身体障害者	1・2級
		身体障害者	1～6級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・免疫機能障害	身体障害者	1～3級	
	戦傷病者	特別～3項症	
音声機能障害	身体障害者	3級（無喉頭）	_____
	戦傷病者	特別～2項症（無喉頭）	_____
知的障害	療育手帳	A級	
精神障害	保健福祉手帳	1級	

西条地区（旧西条市域）の水道利用者の皆さまへ

水道料金改定にかかる新料金の取り扱いについて

広報さいじょう2月号（5ページ）でお知らせしましたとおり、西条地区（旧西条市域）の水道料金は、平成19年4月1日から改定されます。

下表のとおり、2期分となる5月検針分の一部から新料金での取り扱いとなりますので、ご注意ください。

期別（請求月）	検針月	期 間	料 金 体 系
1期（4月）	3月	1月検針日～3月検針日	すべて旧料金
2期（6月）	5月	3月検針日～5月検針日	2分の1は旧料金（1カ月目分） 2分の1は新料金（2カ月目分）
3期（8月）	7月	5月検針日～7月検針日	すべて新料金

**注意事項**

- 5月検針時の検針票に記載する「ご請求予定額（6月請求分）」は、検針器具が対応できないため、新料金で表示しています。実際の請求金額とは異なりますので、ご了承ください。正しい「ご請求予定額」が必要な方につきましては、お手数ですが、6月4日(月)以降に担当課へご連絡ください。
- 名義変更等で途中検針した場合の料金につきましても、検針日によって計算方法が異なる場合があります。

ご不明な点につきましては、市庁舎本館水道業務課水道料金係（内線2843）へお問い合わせください。